

令和 7 年 4 月吉日

各 位

辻の盆実行委員会
会長 横井 昭一

第 19 回 辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」における模擬店参加について（ご案内）

日頃より県立辻堂海浜公園における運営また事業推進に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様に愛され育てていただきました辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」は、今年で 19 年目を迎え、来年には節目の 20 年を迎えようとしております。昨年も 2 日間で約 3 万 2 千人と大変多くのご来場者様に楽しんでいただくことができました。つきましては、今年も地域の皆様のお力添えのもと「辻の盆」を盛り上げて参りたく、出店を希望される店舗の方は、別紙「辻堂海浜公園模擬店等出店要領」及び「辻堂海浜公園での催事等における出店条件」をご熟読の上、出店申請書を事務局宛にご提出下さいますようご案内申し上げます。

併せて、昨今の物価高騰による厳しい経済状況のところ恐縮ではございますが、「辻の盆」の継続的な運営を図るため、ご協賛につきまして各段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■イベント概要

- 1 イベント名：第 19 回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」
- 2 日 時：令和 7 年 7 月 19 日（土）、20 日（日） 【雨天中止】
15：00～20：30（盆踊り等のイベント 17：00～20：30）
- 3 場 所：県立辻堂海浜公園芝生広場特設会場
- 4 来 場 者 数：約 30,000 人
- 5 主 催：辻の盆実行委員会

■募集概要

- 1 出店料：【キッチンカー出店】55,000 円/2 日間
- 2 協賛金：1 口 10,000 円 ～

※ご協賛頂きました企業様につきましては、次のとおり協賛名を紹介させていただきます。

- 1、2 万円：会場掲示
- 3、4 万円：会場掲示、事前配布チラシ（裏）
- 5 万円以上：会場掲示、事前配布チラシ（表）、ポスター、当日配布プログラム（縦 3 cm×横 6 cm 広告枠）

- 3 出店要領：「辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」模擬店等出店要領」によります。

その他、①いずれの出店の場合も販売品目の価格の上限を 1,500 円とし、内容品質等良心的な価格設定に努めること

②飲料価格について主催者の定める価格に準ずること

③「辻の盆」開催の 2 日間にわたり出店できること

④出店者説明会に代表者又は店長等責任のある立場の方が出席すること

⑤『辻の盆応援抽選会』の景品のご提供をいただけること（イベント当日店舗で使用可能な「1,000 円分金券」2 枚をご提供頂く予定）

⑥「辻の盆」開催終了翌日朝 8：30～9：00 の園内清掃に 1 名参加できること

- 4 出店条件：【キッチンカー出店】「キッチンカーによる臨時売店規約」によります。
- 5 提出物：出店申請書（別紙様式 1）、出店販売品目一覧表（別紙様式 2）、キッチンカー営業許可証（飲食店営業）（写し）を提出
- 6 選考基準：
・メニューのオリジナリティ
・低廉な料金設定（地元子ども達がお求めやすい価格帯）
・地産地消、郷土料理、健康に寄与する品目
・神奈川県内に店舗を有する（特に、藤沢市・茅ヶ崎市など）
・協賛金額
- 7 出店申請書の提出方法：FAX、メール **※締切り 5月9日（金）**
※FAX 送信後は必ず到着確認の電話をお願いします
- 8 募集期間等：令和 7 年 4 月 14 日（月）から 5 月 9 日（金）まで
① 5 月 9 日（金）・・・「出店申請書」「販売品目一覧表」
「キッチンカー営業許可証（写し）」提出締切（厳守）
② 5 月 16 日（金）・・・出店者決定通知送付
※出店数が限られ、応募されても出店できない場合もございます。
予めご了承のうえ、申請して下さい。
③ 6 月 30 日（月）予定・・・出店者説明会（出店料、協賛金を徴収します）
④ 7 月 22 日（火）・・・出店報告書提出（厳守）
- 9 その他：
・選考状況等を事前に事務局にお問合せ頂いてもお答えすることはできません。
また、選考結果に対するお問い合わせに関してもお答えすることはできません。
・藤沢市保健所へ行事の開催届を事務局が全出店者分を一括して申請します。
・出店位置は、一部を除き、出店者説明会時にくじ引きにより決定します。
・出店料及び協賛金のお支払後、出店者都合により出店キャンセルされた場合、返金はありません。
・事前のお問合せは、電話ではお受けできません。
メール（tsujidou-tsujinobon@kanagawa-park.or.jp）のみ受付いたします。
※令和 7 年度よりメールアドレスが変更しておりますので、ご注意ください。

問合せ先

辻の盆実行委員会事務局：県立辻堂海浜公園 長井、白石
〒251-0046 藤沢市辻堂西海岸 3-2
電話 0466-34-0011 FAX0466-34-3733

辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」模擬店等出店要領

1. 出店料等

- キッチンカー出店料 1 店舗 55,000 円 (2 日分)
- 雨天等で 2 日間共イベントを中止した場合のみ、出店料の一部を返金します。
- 「辻の盆」の継続的な運営を図るため、協賛金のご協力をお願いします。

2. 販売品目、価格等

- 辻堂海浜公園では、イベント開催を地域の皆様への謝恩（還元）の機会としています。
販売価格は上限 1,500 円とさせていただきますが、地域の皆様がお買い求めしやすい低廉な価格で御調整頂くとともに、内容・品質等にご配慮頂き、催事の継続と評判の向上にご協力下さい。
- 生ビール (400ml 以上) 600 円、生サワー及びハイボール類 (400ml 以上) 500 円、缶ビール (一般的な日本メーカーの銘柄 350ml) 400 円、缶チューハイ及びカクテル、ハイボール類 (一般的な日本メーカーの銘柄 350ml) 300 円、ペットボトルソフトドリンク (500ml) 200 円、かき氷 300 円以内でお願いします。
※ビン・ガラス類での販売は禁止です。
- 飲食用容器等については、環境に配慮した製品 (紙製や生分解性のもの) をご使用ください。爪楊枝等は、芝生内に散乱すると危険ですので使用しないで下さい。
- 催事の飲食販売行為は、藤沢市保健所に届出をしますので、品目は正確に記載して下さい。
なお、出店申請書に記載された出店品目以外の販売はできません。
また、藤沢市保健所の指導により、記載された出店品目が販売できない場合もあります。(別紙「行事における食品の提供について (藤沢市保健所)」、「自動車による移動食品営業について (神奈川県)」を参照し、メニュー考案の参考にして下さい。販売品目の内容も出店決定の選考対象となりますので、提出後の追記・訂正は原則受け付けません。)

3. 出店者説明会

- 6 月 30 日 (月) 13:30 から公園管理事務所会議室で実施予定です。
- 出店を許可された店舗は、責任者が説明会に出席して下さい。欠席の場合、出店の取消しもあります。
- 説明会当日の駐車料金は 1 台分無料とします。(事務所窓口にて処理します。)
- 説明会当日に、出店料及び協賛金を徴収しますのでご持参下さい。また、「辻の盆応援抽選会」の景品 (1,000 円分金券) に同封する貴店チラシやショッピングカードなど 3 部もご持参下さい。
- 説明会当日に、イベントチラシ及び駐車許可証、園内通行証を配布します。

4. その他

- この要領のほか、別紙「県立都市公園等における移動販売者による臨時売店規約」を遵守して下さい。
- 各店舗から出たゴミ (調味料容器など販売に要したもの) は、各日毎に全てお持ち帰り下さい。
- イベント最終日翌朝 (7 月 21 日 (月)) 8:30~9:00 の園内清掃に、必ず各店舗 1 名のご参加をお願いします。
- 発電機や火気器具を使用する場合は、必ず消火器を常備して下さい。
※当日は藤沢消防署の査察が入りますので、必ず遵守して下さい。
- 夜間のイベントになりますので、各店舗にて照明器具をご持参下さい。
- イベント終了後、最終日を含めた 3 日以内 (7 月 22 日 (火) まで) に、「出店報告書」を公園管理事務所に提出をお願いします。

県立都市公園等における移動販売車（キッチンカー）による臨時販売規約

辻の盆実行委員会は「県立都市公園等における移動販売車（キッチンカー）による臨時販売規約」に則り、以下のとおり出店規約を定めましたので遵守願います。

第1条（出店者の定義）

この規約において定義する出店者とは、公園を管轄している藤沢市保健所を含む、県内の保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）から自動車による移動食品営業（飲食店営業）の許可を受け、車両を改造して調理や販売ができる移動販売車（キッチンカー）を使用した出店者をいう

第2条（出店者の責務）

出店者は、公園で出店するにあたっては、公園の利用状況や地域特性等を十分に理解し、公園利用者が満足できる安全で安心な飲食の提供に誠意をもって取り組むことのできる衛生環境を常に整備しなければならない

第3条（出店許可）

出店者の出店基準は、次のとおりとする

- （１）暴力団等に関係がない団体等であること
- （２）居所不明、素行不良、その他催事等における出店者として相応しくない者は出店できない
- （３）地元自治会、町内会、子供会、学校法人、社会福祉法人等の非営利団体又は、地元商工会議所、商工会、商店会、青年会議所、観光協会等の地域振興団体に加入していること
- （４）その他、公園の特性を踏まえ、主催者及び園長が特に出店を認めた団体等であること

第4条（出店条件）

出店者は、次の条件をすべて満たし、常に善良な精神で公園利用者に接し、円滑な運営を行わなければならない

- （１）出店者の使用する移動販売車は、公園を管轄している藤沢市保健所、又は令和3年6月1日以降で県内の保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）の営業許可を有していること
- （２）食品衛生管理上及び品質安全性等において、販売に携わる者は食品衛生責任者を配置し必要な対策を講じること
- （３）営業に使用する車両は正規の改造車で車検を有しており、不整な改造車ではないこと
- （４）販売に使用する食材は、安全が認められている食材を使用すること
- （５）販売価格は、一般の市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと

- (6) 販売品及び出店に係る一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡が取れる体制を講じること
- (7) 火気や発電機を使用する場合は、消火器を用意すること
- (8) 車両の下には地面の保護の為、シートを必ず敷き、芝生が傷まないよう芝面の保護に配慮すること
- (9) 公園内の移動販売車の通行は、車両前面に誘導員1名を必ず配置し、ハザードランプを点灯し、最徐行（5km/h以下）で走行すること
- (10) 主催者又は、園長の指示に従うこと
- (11) その他、主催者が別に定める出店条件を遵守すること

第5条（出店料等）

主催者は、別に定めた出店料を徴収する。

第6条（出店申請）

- (1) 出店希望者は、「出店申請書（別紙様式1）」及び「出店販売品目一覧表（別紙様式2）」により主催者へ出店申請を行うものとする
- (2) 出店希望者が出店申請書を提出する際には、当該保健所発行の営業許可証の写しを必ず添付することとする

第7条（出店の承認）

本規約に則り、主催者及び園長が出店の諾否を判断し、承認するものとする

第8条（出店の停止）

出店者が、次の各号のいずれかに該当し又は該当する恐れがあると判明した場合には、主催者は出店者に対し、事前に通知することなく、直ちに出店を停止することができる

- (1) 出店申請書に虚偽がある場合
- (2) 公園や公園利用者に不利益を与える場合
- (3) 公園管理運営を妨げ、公園の信頼を毀損する場合
- (4) 販売品に衛生上、不適當なものがある場合
- (5) 主催者又は園長の指示に従わない場合
- (6) その他、主催者が不適當と判断する場合

第9条（出店報告書の提出）

出店の終了後、出店者は販売実績を記載し「出店報告書（別紙様式3）」を主催者及び園長に提出するものとする

出店申請書

辻の盆実行委員会 会長 殿

加盟の商店会、
商工会議所等の名称

出店者会社名

出店名

代表者氏名

住所

代表者電話

私は、第19回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」に出店者として参加したいので、次のとおり申請いたします。

催事の名称	第19回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」		
開催日時	令和7年7月19日(土)・20日(日)		
出店名			
担当者名			
当日の従事者数 (人/日)			
担当者連絡先	電話		
	FAX		
	Eメール		
	携帯番号		
出店形態	キッチンカー【 ※車種及び長さ・幅、ナンバーをご記入ください。】		
常設店舗の有無 (○を付けて下さい)	あり ・ なし 【住所】		
協賛金 (1口10,000円〜となります。 金額を記載して下さい。)	協賛金: _____ 円		

※加盟の商店会、商工会議所等の名称の欄は、所属している商店会などの名称を記載してください

※出店者会社名は(株)〇〇商事など、出店名は〇〇屋等の店舗名を記入ください

※藤沢市保健所、又は令和3年6月1日以降に県内保健所設置自治体で取得したキッチンカー営業許可証
の写しを添付してください

※2枚目の出店販売品目一覧表もご記入ください(販売品目、予定単価、予定数量等を記入)

提出期限 令和7年5月9日(金)
FAX 0466-34-3733(長井、白石宛)

出店販売品目一覧表

催事名 第19回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」	出店名
---------------------------	-----

品目	予定単価	予定数量	備考

※販売品目は詳しく全て記載ください(「チキンセットA」等のみは不可)
※予定数量は2日間分の合計数量を記入ください
※提出先 FAX:0466-34-3733 (辻堂海浜公園管理事務所)

出 店 報 告 書

辻の盆実行委員会 会長 殿

出店者会社名

出 店 名

代表者氏名

住 所

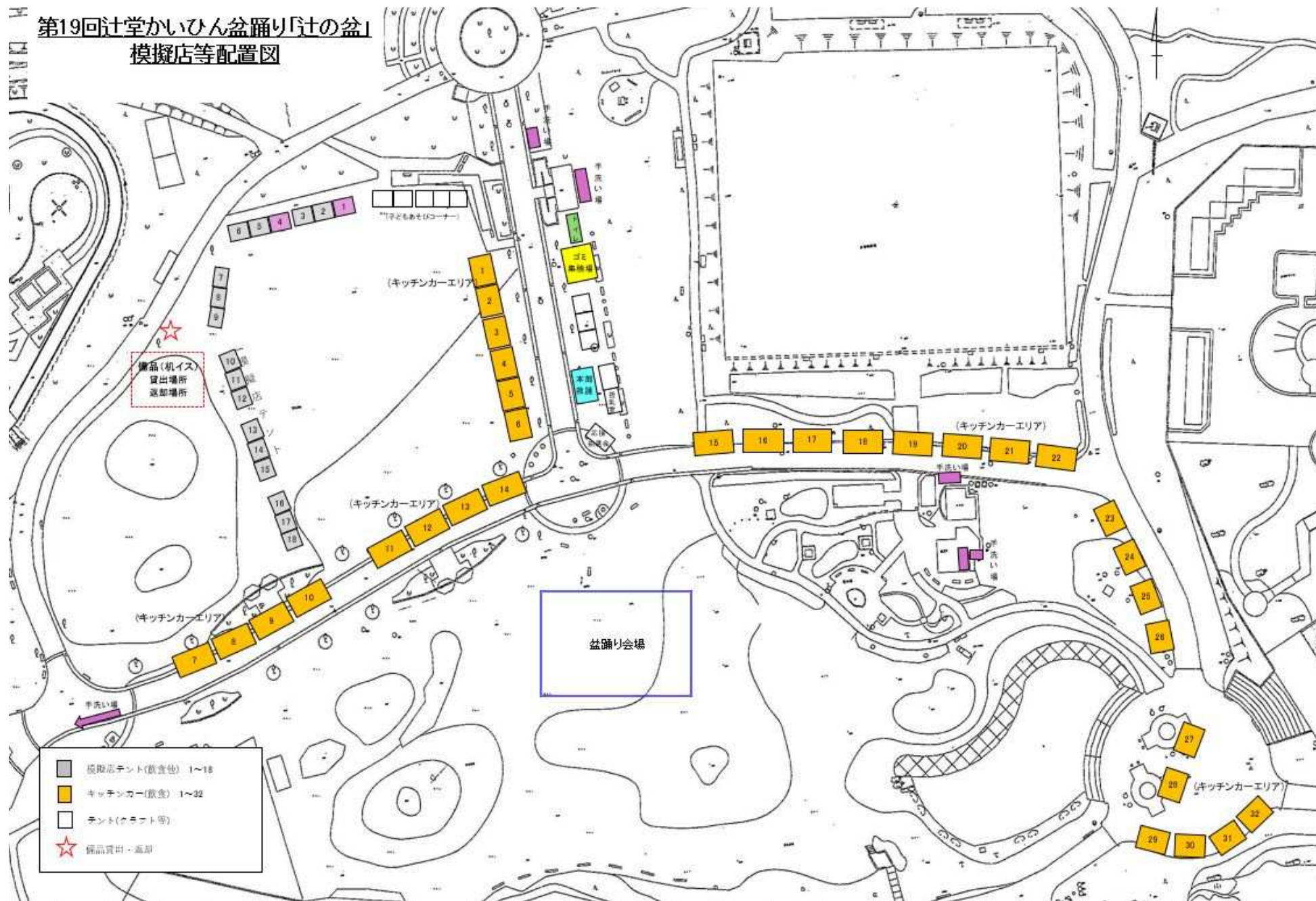
代表者電話

第19回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」の販売実績等は以下のとおりです。

出店担当者名				
担当者 電話番号/携帯電話番号	【電話番号】	／【携帯電話番号】		
品目	単価	数量	金額	備考
		合計		

※提出期限は、7月22日(火)(催事終了後、最終日を含めた3日以内)を厳守してください
※提出先 FAX:0466-34-3733 辻堂海浜公園管理事務所 長井、白石宛

PHILIPS



令和3年6月1日から自動車による移動食品 営業が変わりました。



これまで、神奈川県内全域で食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業を営業する場合は、県及び保健所設置自治体である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市でそれぞれ手続きを行う必要がありました。

令和3年6月1日以降に県内で新たに許可等を受けた営業車について、県内の自治体で営業を認めあう運用を開始したことから、神奈川県全域で営業できるようになりました。それに伴い、県内のいずれかの自治体で営業許可を取得又は営業届出をすれば、県内の他の自治体で手続きは不要になります。

ただし、令和3年6月1日より前に許可等を受けた営業車の営業範囲は従来どおりです。運用にあたり、手続き等は次のとおりとなります。

申請場所について

申請は(1)営業車の車庫(車の保管場所)の所在地、(2)営業車を管理する事務所等(下処理用の調理施設等)の所在地、(3)営業者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の自治体の保健所等で行ってください。

神奈川県内に該当する場所がない場合は、主たる営業地の自治体の保健所等で行ってください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 営業車の車庫(車の保管場所)の所在地が県内にある
いいえ ↓ | はい → 県内の営業車の車庫の所在地を管轄する保健所等に申請 |
| ☐ 営業車を管理する事務所等の所在地が県内にある
いいえ ↓ | はい → 県内の営業車を管理する事務所等(下処理用の調理施設等)の所在を管轄する保健所等に申請 |
| ☐ 営業者の住所が県内にある
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
いいえ ↓ | はい → 県内の営業者の住所等を管轄する保健所等に申請 |
| ☐ 主たる営業地を管轄する保健所等に申請 | |

許可取得後に(1)～(3)の所在地に変更があった場合は、有効期間満了時には**変更先の自治体で新規で営業許可を取得**することとなります。

営業区域、指導等について

営業区域、指導等について、神奈川県内保健所設置自治体(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町を含む))で、「自動車による移動食品営業に関する申し合わせ」により、許可を受けた(届出した)自治体以外の神奈川県内の区域においても営業が認められ、営業中はその営業区域を所管する自治体が指導を行います。

変更や廃業の届出について

申請事項の変更や廃業の届出は、許可を受けた(届出した)自治体の保健所等で行ってください。

注意事項

許可申請時の必要書類や手続きは自治体によって異なりますので、事前に手続き先となる自治体の保健所等へ確認の上、手続きを行ってください。

窓口等問合せ先

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町を含む)の保健所・保健センター
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p19321.html>



上記の6市を除く神奈川県域の保健福祉事務所等
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p1221796.html>



許可又は届出の業種について

○許可業種: 飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、食肉処理業

○届出業種: 乳類販売業、食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)、魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売) 等

施設基準 これまでの施設基準から以下の点が大きく変わります。

※令和3年5月31日以前に許可を受けている営業車についても、有効期限満了に伴い引き続き営業を行う場合、新たな基準を満たす必要があります。

【飲食店営業及び菓子製造業】

調理をする場所とそれ以外の場所を区画することや、手洗い・洗浄設備等を備えることは、これまで同様に必要です。

①従業者用の流水式手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造のものを設置してください。(レバー式、センサー式など)

②業務計画(営業車で取り扱う品目、提供食数、調理又は製造工程、使用する水の量等)に基づき、取り扱う食品に応じた貯水設備が必要です。

③貯水設備(給水・廃水タンク容量)

貯水設備 (給水・廃水タンクの容量)	食品及び食器類の取扱い
200リットル以上	大量の水を要する調理 複数の工程からなる調理 使い捨て以外の食器も使用する
80リットル以上	大量の水を要しない調理 使い捨ての食器を使用する 40リットルより複雑な調理ができる
40リットル以上	大量の水を要しない調理 単一品目又は簡易な調理のみを行う 使い捨ての食器を使用する 例)アメリカンドッグを揚げる又は加温する、焼き鳥を焼く又は加温する

(飲食店営業の取扱い食品)

固定店舗に比べ衛生管理が困難なことから以下の食品の提供は控えてください。

①既製品以外の氷(冷却など調理に使用する場合も含む。)

②非加熱又は加熱不十分な状態で提供する食肉、魚介類又は卵を含む食品

③営業車内で生鮮食品を下処理から調理した食品等

【魚介類販売業】

①従業者用の流水式手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造のものを設置してください。(レバー式、センサー式など)

②貯水設備(給水・廃水タンク容量)

貯水設備 (給水・廃水タンクの容量)	食品及び食器類の取扱い
200リットル以上	魚介類を身おろし又は切り身に調理する場合 ※食品等の流水式洗浄設備及び処理台が設けられていること
18リットル以上	鮮魚の販売

【食肉処理業】

①従業者用の流水式手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造のものを設置してください。(レバー式、センサー式など)

②計画処理頭数に応じ、十分な水を供給する機能を備える貯水設備を有すること。

③シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

行事における食品の提供について

行事において食品を提供する場合、臨時的な行事の主催者は、事前に藤沢市保健所に相談・届出を行ってください。
藤沢市保健所では、食品の衛生的な取扱い等について助言しています。

～臨時的な行事とは～

実施主体（国、地方公共団体、法人又は団体）が、一定の目的をもって開催する行事で、開催期間がおおむね1か月程度を超えない一時的である行事

～縁日祭礼等とは～

臨時的な行事のうち、地域性や公共性があり不特定多数が自由に参加できる行事

（開催回数はおおむね年5回を超えないもの

1回あたりの開催日数がおおむね5日間を超えないもの）

- ① 神社・仏閣の祭り
- ② 自治会・子ども会等が行う運動会、夏祭り、バザー等
- ③ 県、市及び各種団体等が行うふるさと祭り、産業祭り、花火大会等
- ④ 学校、幼稚園等が行う学園祭、運動会、バザー等
- ⑤ 企業が社員、家族及び近隣の住民等を対象として行う運動会、夏祭り、バザー等

行事の主催者に必要な手続き

事前相談

行事の主催者は取扱食品や施設要件等について、事前に生活衛生課へ相談してください。



藤沢市ホームページ

「行事の主催者に必要な手続き等について」

届 出

行事の主催者は、開催日のおおむね14日前までに生活衛生課へ届け出てください。
必要なもの

- ① 行事の開催届 ② 出店概要書 ③ 会場配置図
- ④ 付近の見取り図（会場周辺の地図）
- ⑤ 行事の概要がわかる書類（縁日祭礼等の場合、公共性を確認できる書類を含む。）

営業にあたらな出店者の方について

1 食品等の衛生的な取扱い

- ・ 原材料の細切等の仕込みはその場では行わず、調理室等の清潔で衛生上支障のない場所で行うこと。
- ・ 前日に調理したものは、取り扱わないこと。
- ・ 要冷蔵・冷凍食品は、冷蔵・冷凍庫等により適切な温度で保管すること。
- ・ 食品を直射日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりしないこと。
- ・ 食品の中心部まで火がとおるよう十分に加熱し、最終加熱から1時間以内に販売すること。
- ・ 客に持ち帰りをさせず、その場で喫食するようにすること。
- ・ 調理前に調理設備(シンク、調理台等)、器具(まな板、包丁、布巾等)などは、よく洗浄、消毒すること。

2 施設等の要件

- ・ 雨、直射日光及びほこり等から食品等を防ぐことができる材質(テントやシートを含む)で天井と三方の側面が囲われた施設で行うこと。
- ・ 水栓及び蓋の付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。
容器を設けられない場合は、水道水を直接供給できる給水栓が使用に便利な位置にあること。
- ・ 器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。
設備を設けられない場合は、水道水を直接供給できる給水栓が使用に便利な位置にあること。
- ・ 既存の排水設備に接続がない場合は、十分な容量の廃水容器を備えること。
- ・ 要冷蔵・冷凍食品を取り扱う場合は、冷蔵・冷凍庫及び温度計を備えること。
- ・ 食品、器具及び容器包装を衛生的に保管できる格納設備を備えること。
- ・ 蓋付きのゴミ箱を備えること。
- ・ コップ、皿等は、使い捨てのものを使用すること。

3 従事者の衛生管理

- ・ 従事者は、爪を短くし、時計、指輪等を外し、清潔なエプロン、帽子などを着用すること。
- ・ 作業前、トイレの後、お金を触った後等は必ず手洗い・消毒を行うこと。
- ・ 体調の悪い者及び手指に外傷のある者は、調理に従事しないこと。

4 毒物・異物混入の防止対策

- ・ 調理の作業場所や食品の保管場所を離れる際には、必ず関係者を残すようにすること。
- ・ 容器包装に入れられた食品は、仕入れ時と販売時に容器包装に異常がないことを確認すること。



5 取り扱うことができない品目

次のような食品は特に衛生管理が必要なので、取り扱わないようにしてください。

- ・ 加熱しないもの(刺身、生野菜、果物や生卵等をそのまま提供するメニュー)
- ・ ご飯もの(おにぎり、すし、カレーライス、丼もの等)
- ・ 調理を行う場所で多量の水を必要とするもの(冷しそば、冷しうどん等)
- ・ 前日に調理したもの・食中毒リスクの高いもの(カレー、シチュー等)
- ・ ディッシャーアイスクリーム(盛り付けるアイスクリーム)・生クリーム(泡立てるもの)

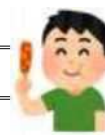


6 取り扱うことができる品目

- (1) 取扱いができる品目は、混ぜて煮るだけ、付けて揚げるだけなどの簡易な調理行為のもので、原則加熱して提供するものです(かき氷等を除く。)。表1参照

表1 簡易な調理行為として取扱いができる品目

分 類	品 目
煮物類	豚汁、けんちん汁、煮込み、おでん等
焼物類	焼とり、いか焼き、焼とうもろこし、フランクフルト等
お好み焼き類	お好み焼き、たこ焼き
ゆで物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい等
揚げ物	フライドチキン、フライドポテト、アメリカンドック等
めん類	焼きそば、ラーメン、温そば、温うどん、即席カップ麺等
菓子類	綿菓子、たい焼、今川焼、リンゴあめ、バナナチョコ、ドーナツ、クレープ等
その他	かき氷、ところてん、おしるこ、甘酒、ジュース、コーヒー、紅茶等



調理の際は次のことに注意してください

- ・ 取扱品目数は、施設の広さ、設備及び従事者数に応じた衛生上支障がない数にしましょう。
- ・ クッキー等の菓子を製造して販売するには菓子製造業の許可が必要です。
- ・ ついた餅は、必ず加熱調理して提供してください。(お雑煮、おしるこ等)

- (2) 食品販売行為として取扱いができる品目 表2参照

- ・ 野菜・果物等の農作物
- ・ 食品営業許可施設等から仕入れた、容器包装に入れられた食品表示のあるもの

表2 食品販売行為として取扱いができる品目

パン類、菓子類、弁当類、清涼飲料水、食肉製品、ハードアイスクリーム類、野菜・果物、漬物、缶詰食品等

営業にあたる出店者の方について

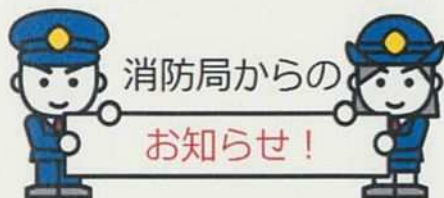
行事の種類や内容にかかわらず、出店者が次のいずれかに該当する場合は、営業にあたるため、出店する前に出店者が飲食店営業（臨時営業）の営業許可を取得する必要があります。

- ① 縁日祭礼等以外の臨時的な行事において食品を提供する場合
- ② 営業と捉えられる形態（複数の行事に出店する、営利活動と捉えられる出店を継続的に行う。）で食品を提供する場合



藤沢市ホームページ「臨時営業について」





露店等で消火器の設置が義務化

藤沢市火災予防条例の一部改正により、多数の方が集合するイベントに露店等を出店する際、火を使用する器具等を使用する場合は、消火器を準備することが義務となりました。



《ガソリン携行缶の取扱い》

- 1 ガソリンを入れる容器は、金属製の容器でなければいけません。
 - 2 直射日光が当たる場所や、車内等での保管は大変危険です。
 - 3 携行缶のキャップは、正しい手順で開口してください。（裏面参照）
- ※ ガソリンは非常に引火しやすく、また、気化したガソリンは爆発して事故を引き起こすおそれがあります。

《発電機の取扱い》

- 1 風通しの良い地面に置きましょう。
- 2 物を載せたり、まわりに物を置かないでください。
- 3 給油時、エンジンを停止しましょう。

《プロパンガスボンベの取扱い》

- 1 屋外で使用する場合は、強風や煮こぼれ等でガスの火が消えることがあります。ガス漏れに注意しましょう。
- 2 ボンベは転倒防止のため、平らな場所に置くようにしてください。また、火気から2m以上離して置くようにしましょう。
- 3 ゴムホースのヒビ割れ等を点検し、しっかりと取付けましょう。

《その他》

消火栓や防火水槽等の周囲に、露店等は設置しないでください。

問い合わせ先：藤沢市消防局 予防課・査察指導課・警防課

TEL 0466-25-1111

参考：ガソリン携行缶開口手順

※ 作業手順を誤ると、ガソリンが噴出して大変危険な状況になります。



①元のネジ部を少し緩め
缶内の圧縮空気を抜く。



②空気が全て抜けたら
ノズルを本体から分離。



③ネジ部と平キャップを
ここで分離する。



④ノズルを接続する。



携行缶の種類によって、圧力調整ネジが付いているものがあります。作業手順が異なる場合があります。必ず取扱説明書等で確認しましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

露店等で用いられる火気器具等の例

ガス器具



コンロ



フライヤー

まき、炭



七輪

電気を熱源とする器具



ホットプレート

第 19 回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」

～ みんなでつくる辻の盆 ～
企画（案）

「新たなふるさとづくり」をキーワードに、新旧住民の交流の場、親子三世代で楽しめるおまつりとして開催してまいりました辻の盆は、昨年 2 日間で約 3 万人と、大変多くのご来場をいただきました。

今夏も、地域の皆様とともに「辻の盆」を開催し、より一層の「地域おこし」に貢献して参ります。

開催日時：2025 年 7 月 19 日(土)～20 日(日) 午後 3 時～午後 8 時 30 分

※模擬店、子ども遊びコーナーは午後 3 時スタート

※盆踊りなど、やぐらでのイベントは午後 5 時スタート

※雨天中止の場合は当日 9 時に決定後ホームページで告知

主催：辻の盆実行委員会（辻堂市民センター、藤沢商工会議所、智寿香会、民踊砂山会、湘南富斌会、藤沢エフエム放送（株）、公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体）

後援：藤沢市、藤沢商工会議所、（一社）藤沢市商店会連合会、（公社）藤沢市観光協会

	土曜	日曜
盆踊り	「みんなで盆踊り」炭坑節、 湘南盆踊り、湘南藤沢遊行ばやしなど	同左
	「みんな大集合！レッツ盆踊り」 「マーチングバンド」「民謡」 「和太鼓」他	「阿波おどり」 「和太鼓」 「ソーラン節」他
子ども遊び 他	「模擬店」「福祉バザー」 スライム作り、ヨーヨーつり、的当てゲーム&綿菓子、飴細工、お花で遊ぼう✿、バルーンパフォーマンス 缶バッチ&キーホルダー&チャーム、辻の魚つり	同左
その他	辻の盆応援抽選会	同左